



税制研究会資料  
平成23年5月30日  
経 済 局

# 企業立地における 税制の活用について

(第1回)



Locate in YOKOHAMA (横浜への立地)

左のロゴは、企業と共に成長できるよう「ひとつ星」に願いを込めた企業立地を促進するロゴです。

# 1 本市における企業立地施策の位置づけ

## (1) 推進体制

① 名称：横浜市企業等誘致推進本部

② 設置年月：平成4年5月

③ 目的：横浜経済の活性化、高度化の推進

④ 所掌事務（抜粋）：

- ・市内の主要な開発プロジェクトへの企業誘致の基本方針に関すること
- ・本市が主導する開発プロジェクトの事業主体・誘致企業等の選考等に関すること
- ・企業立地促進条例に規定する企業立地等事業計画に関すること

④ 組織：

本部長	経済局担当副市長	副本部長	その他の副市長
本部員	政策局長、財政局長、環境創造局長、文化観光局長、 経済局長、建築局長、都市整備局長、道路局長、港湾局長、 区長会議代表		

⑤ 部会：大規模開発部会、再開発部会、産業開発事業部会、審査部会（※）

※ 主に条例に基づく事業計画の審査を担当

# 1 本市における企業立地施策の位置づけ

## (2) 本市の計画との関係



### 横浜版成長戦略

- 戦略1: 環境最先端都市戦略
- 戦略2: 観光・創造都市戦略
- 戦略3: 「未来の人材」子ども戦略
- 戦略4: 100万人の健康づくり戦略
- 戦略5: 助成による市民力アップ戦略
- 戦略6: 海と空のハブ戦略
- 戦略7: 中小企業の技術・経営革新戦略
- 戦略8: 海外ビジネス展開戦略**

### 基本政策

- 基本政策1: 子育て安心社会の実現
- 基本政策2: 市民生活の安心・充実
- 基本政策3: 横浜経済の活性化**
- 基本政策4: 環境行動の推進

### 行財政運営

行政運営 / 財政運営

## 2 企業立地促進条例の概要

### (1) 目的

『企業立地等の促進』を図り、併せて  
『市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大』を図ることにより、  
横浜市経済の活性化に寄与すること

### (2) 支援対象

事業所の新規立地、工場等の建替え・増設

### (3) 概要

特定地域(※)において一定の条件を満たす事業計画を実施する者を認定し、  
市税の軽減と助成金の交付を実施

(※) みなとみらい21、横浜駅周辺、関内周辺、新横浜都心、港北ニュータウン、京浜臨海部、臨海南部工業、  
内陸北部工業、内陸南部工業（市内9地域）

### (4) 適用期間

平成21年4月～平成24年3月

## 2 企業立地促進条例の概要

第1期（平成16年4月制定） ＜申請期間：平成16年4月～平成21年3月＞		第2期（平成21年4月制定） ＜申請期間：平成21年4月～平成24年3月＞	
事業計画の種別	支援の概要	事業計画の種別	支援の概要
I. 工場、研究所の 建設に係る投資	<b>【税軽減】</b> 固定資産税・都市計画税、 税率1/2、5年間  <b>【助成金】</b> 大企業：50億円以上、 中小企業：5億円以上の場合 投資額の10%（上限50億円）	I. → <b>継続</b>	◎助成率と助成上限を見直し  助成率：10% → 8% ※研究所10% 上限額：50億円 → 建物・土地 各10億円
II. 自社ビルの建設に 係る投資		II. → <b>継続</b>	
III. 賃貸ビルの建設に 係る投資		III. → <b>廃止</b>	
		IV. → <b>新設</b>  テナント企業に 対する助成	<b>【助成金】</b> 法人市民税の1/2相当額 （上限1億円×3年）  <b>【要件】</b> 本社・研究開発機能の設置、 100人以上、一定の経常利益

### 【支援の決定基準（認定基準）】

支援額（助成金＋税軽減）が10年以内  
に市税収入により回収できること

※認定企業には10年の事業継続義務

### 3 これまでの実績と成果検証

#### (1) 条例の認定実績

事業計画の分類		認定件数	内 訳	
			業務系	工業系
建設投資支援 (※1)	大企業	42 件(70%)	17 件(77%)	25 件(66%)
	中小企業	18 件(30%)	5 件(23%)	13 件(34%)
	小計	60 件(100%)	22 件(100%)	38 件(100%)
テナント進出支援 (※2)		8 件	8 件	0 件
合計		68 件	30 件	38 件

(※1) 「建設投資支援」の概要

●総投資予定額 約 3,784億円

●支援予定額 約 333億円

【内訳】助成金 約 250億円 (投資額の8~10%を助成)

税軽減 約 83億円 (固定資産税・都市計画税の税率1/2、5年間)

(※2) 「テナント進出支援」の概要

●支援予定額 約5.75億円 (法人市民税の1/2相当額を助成)

### 3 これまでの実績と成果検証

#### (1) 条例の認定実績

##### 「建設投資支援」を活用した大規模な企業立地（例）

年度	企業名	立地場所	投資額
H17	日産自動車 本社	MM21	約 340億円
H18	富士ゼロックス 研究所	MM21	約 600億円
H19	パナソニック 本社・研究所(社内分社)	内陸北部	約 73億円

##### 「テナント進出支援」を活用した企業立地（例）

年度	企業名	進出場所	進出規模
H21	富士通エレクトロニクス	新横浜	約 700人
H22	富士ゼロックス情報システム (IT関連)	MM21	約 1,150人
	レノボ・ジャパン(PC等の製造)	MM21	約 500人
	ジョンソンコントロールズ (自動車部品)	MM21	約 450人

### 3 これまでの実績と成果検証

#### (2) 成果検証

【出典】 条例認定企業に対する実施状況報告及び市内企業発注調査(毎年1月、経済局)

#### ① 雇用の場の創出 → 事業開始前に比べて約20,600人の雇用増

	23年1月時点	事業開始前と比較	前年と比較
雇用者数	28,550 人(100%)	20,687 人増	12,904 人増
うち横浜市民	10,935 人(38%)	—	3,837 人増
調査対象件数	54 件	54 件	12 件

#### ② 市内企業の事業機会の拡大 → 認定した新規事業により受注機会が純増

	建設等 (建設工事・設備工事等)		事業活動 (原材料調達・物品購入・保守管理・清掃)	
	金額 (百万円)	市内・準市内企業 への発注額(割合)	金額 (百万円)	市内・準市内企業 への発注額(割合)
業務系	158,069	156,510 (99.0%)	84,829	15,095 (17.8%)
工業系	77,737	58,434 (75.2%)	228,456	49,575 (21.7%)
合計	235,806	214,944 (91.2%)	313,286	64,670 (20.6%)

(注) 市内企業: 市内に本社がある企業 / 準市内企業: 市内に支店・営業所がある企業 (単位: 百万円)



## 4 企業誘致を取り巻く横浜の現状と課題

### ① 国や他の自治体の企業誘致策に関する動き

#### 【国】「アジア拠点化推進法案」の閣議決定 → 企業誘致策の追い風に

- 法人税を認定企業につき5年間、20%所得控除  
(法人税一律引き下げとあわせ、認定企業の税率は28.5%に)  
※自治体の判断で地方税を減免した場合、更に引き下げ。
- 経済効果が特に大きい拠点立地に係る初期投資支援を補助  
(H22～23アジア拠点化立地推進事業費補助金予算額:25億円)

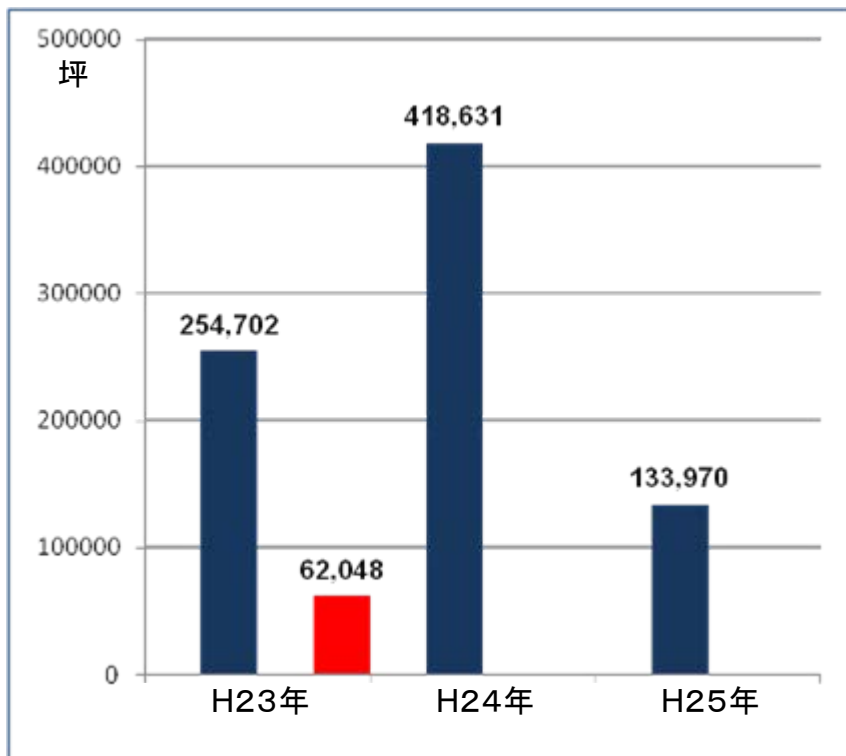
#### 【自治体】今後も企業誘致の都市間競争は継続 【出典】日経グローバル(2010年10月)

- 2009年10月～2010年9月末の1年間における企業誘致策の状況
  - 拡充・強化した自治体:66.7%
  - 現状維持、または拡充・強化と縮小が混在する見直しをした自治体 :33.4%
- 企業誘致策の今後の方針
  - 拡充・強化した自治体 :51.5%
  - 現状維持、または拡充・強化と縮小が混在する見直しをした自治体 :12.1%

→ 拡充・強化に向けた意欲は高く、さらに強弱をつける動きもみられる

## 4 企業誘致を取り巻く横浜の現状と課題

### ② 都内と横浜における今後のオフィス供給量



■: 東京都心部(千代田、中央、港、新宿、渋谷)

■: 横浜

【資料】三鬼商事(延床面積3千坪以上の物件)

- ・都内ではH24年にオフィス床が大量供給。
- ・横浜では新規ビルのテナント獲得が苦戦。  
(開発事業者の投資意欲も低く、H24~25年の竣工予定なし)
- ・都内との賃料格差が縮小し、横浜の相対的な優位性が低下。
  - 横浜MM21地区: 15,873円/坪
  - 東京都心部: 17,495円/坪 (H23.4)
- ・大震災を契機に、首都圏撤退、日本撤退の動きも外資系企業を中心に懸念



**テナントの奪い合いが更に加速する可能性が高く、インセンティブの内容が企業誘致の成功のカギとなる**

## 4 企業誘致を取り巻く横浜の現状と課題

### ③ 企業に対する魅力の確保と財政負担増大への対応

#### 魅力の確保への課題

- 東京との相対的優位性の低下
  - ・東京都心部のオフィス床急増
  - ・賃料格差の縮小
- オフィス空室率の上昇  
2007年:4.9% → 2011年:12.8%  
(横浜ビジネス地区、3月現在)
- MM21地区の街区公募開始  
H23～公募街区の大量供給
- 企業誘致の都市間競争
  - ・アジア拠点化推進法案の成立
  - ・拡充強化を検討する自治体が半数

#### 財政負担増大防止への課題

#### ● 景気低迷による市税収入の減少

	収入	(当初予算ベース、単位:億円)	
		法人市民税	固都税
H23	6,969	562	3,263
H21	7,255	529	3,200
H19	7,309	719	3,138

→ H23は東日本大震災の影響も

#### ● 条例による支援額の増加

- 今後、中期的に財政負担が増加
- ・H24が支援額のピークで約37億円
    - 助成金:24億円(財政支出)
    - 税軽減:13億円(税収減)
  - ・H27まで30億円以上の予定

## 4 企業誘致を取り巻く横浜の現状と課題

### ④ 現行条例における課題

#### ■ 市民雇用の増大、市内企業の事業機会の拡大への対応

- ー 建設投資
  - ・ 大手建設会社(準市内企業)への発注が多い
  - ・ 現場労務関係は下請けに行くほど市内発注増加
  - ・ 鉄筋などの材料発注は市内では賄えない
- ー 事業活動(本来業務)
  - ・ 市内企業・準市内企業への発注額の割合は約20%

#### ■ 現行のテナント進出支援制度への評価

- ー 現行制度の概要
  - ・ 法人市民税法人税割額の1/2相当額の助成金を交付(3年間)
  - ・ 助成上限:1億円/年×3年(最大3億円)
- ー 現状と課題
  - ・ 移転から助成金の交付まで時間がかかる ⇒ 最短でも2年程度
  - ・ 助成規模が小さく、魅力(インパクト)に欠ける
    - ⇒ 最大1億円の助成をうけるには2億円の納付が必要